

大樹町告示第56号

道道幸徳大樹停車場線改良舗装工事に伴う送水管移設工事について、特定建設工事共同企業体又は単体企業との混合による公募型指名競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

令和5年8月4日  
大樹町長 黒川



1 入札に付する事項

- (1) 工事名 道道幸徳大樹停車場線改良舗装工事に伴う送水管移設工事
- (2) 工事場所 広尾郡大樹町字振別
- (3) 予定工期 令和5年9月15日～令和6年3月20日
- (4) 工事概要 送水管敷設  
DCIPφ250 L=34.91m
- (5) 工事種別 水道施設工事及び土木工事
- (6) 設計者 北王コンサルタント 株式会社

2 共同企業体及び単体企業に関する要件

I 共同企業体に関する要件

- (1) 構成員の資格（令和5年4月1日現在における資格）
  - ① すべての構成員は次の要件を満たすものとする。
    - (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - (イ) 大樹町契約規則（平成7年規則第2号）第16条の規定に基づき策定した入札参加資格者名簿に登録されていること。
    - (ウ) 入札執行日までの間、大樹町競争入札参加者指名停止事務処理要領（平成21年告示第95号）第2条の規定による指名の停止をうけていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
    - (エ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を得ている者であること。
    - (オ) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が4年以上であること。
    - (カ) 発注工事と同種又は類似の建設工事の元請としての施工実績を有する者で、公募の際に示す条件等に適合する者であること。
    - (キ) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で各構成員が配置し得ること。
    - (ク) 発注工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
    - (ケ) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者でないこと。

(コ) 共同企業体の場合にあつては、(ア)～(ケ)のほか、別に定める共同企業体としての要件を満たしていること。なお、共同企業体として参加する場合、その構成員は他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

② 特定建設工事共同企業体は、次の要件を満たすものとする。

(ア) すべての構成員は、過去 15 年の間に、国又は都道府県若しくは、市町村と種類を同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、誠実に履行した施工実績があること。

(イ) 特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、建設業法第 3 条第 2 項に規定する水道施設工事業又は土木工事業の建設業の許可を有するものとし、耐震継手の配水管技能者登録があり、過去 10 年の間に、大樹町が発注する水道施設工事の元請として施工実績があること。

## (2) 構成員の数及び組み合わせ等

① 「2 ないし 3 社」による自主結成とする。

② 特定建設工事共同企業体の構成は、大樹町内に本店を有する者とする。

③ 特定建設工事共同企業体の構成員は、水道施設工事業の建設業の許可を有する者と土木工事業の建設業の許可を有する者、各社 1 社以上を含むものとする。

④ 前③の構成員は次の要件をみたすものとする。

(ア) 水道施設工事業の建設業の許可を有する者については、耐震継手の配水管技能者登録があり、過去 10 年の間に、大樹町が発注する水道施設工事の元請として施工実績があること。

(イ) 土木工事業の建設業の許可を有する者については、大樹町建設工事競争入札参加資格に係る級別格付基準の土木工事において特 A の区分に格付けされている者とし、過去 10 年の間に、大樹町が発注する道路工事の元請として施工実績があること。

## (3) 出資比率

各構成員の出資比率は、次の各号に掲げるものとし、代表者にあつては構成員のうち最も出資比率が高いものとする。

① 2 社の場合 30%以上であること。

② 3 社の場合 20%以上であること。

## (4) 存続期間

請負契約を締結した特定企業体の存続期間は、当該契約の請負代金の支払いが完了したときまでとする。

## II 単体企業に関する要件

### (1) 単体企業の資格（令和 5 年 4 月 1 日現在における資格）

① I (1) ①の (ア)～(ケ)の規定を準用する。

② 建設業法第 3 条第 2 項に規定する水道施設工事業と土木工事業の建設業の許可を有する者であること。

③ 前②の単体企業は次の要件をみたすものとする。

(ア) 水道施設工事業においては、耐震継手の配水管技能者登録があり、過去 10 年の間に、大樹町が発注する水道施設工事の元請として施工実績があること。

- (イ) 土木工事業においては、大樹町建設工事競争入札参加資格に係る級別格付基準の土木工事において特Aの区分に格付けされている者とし、過去 10 年の間に、大樹町が発注する道路工事の元請として施工実績があること。

### 3 入札参加申請書及び提出資料

#### (1) 共同企業体

- ① 公募型指名競争入札参加申請書
- ② 特定建設工事共同企業体協定書
- ③ 類似工事施工実績調書
- ④ 類似工事施工実績を証明する書面（共同企業体としての実績がある場合は、当該共同企業体の協定書及び附属協定書のそれぞれの写し）
- ⑤ 配置予定技術者調書
- ⑥ 特定建設工事共同企業体編成表

#### (2) 単体企業

- ① 公募型指名競争入札参加申請書
- ② 類似工事施工実績調書
- ③ 類似工事施工実績を証明する書面（共同企業体としての実績がある場合は、当該共同企業体の協定書及び附属協定書のそれぞれの写し）

### 4 受付期間及び時間

- (1) 受付期間及び時間 令和 5 年 8 月 4 日から令和 5 年 8 月 24 日まで  
午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 受付場所 大樹町役場総務課管財契約係（広尾郡大樹町東本通 33 番地）  
電話 01558-6-2112

### 5 指名業者の決定

- (1) 提出された資料等に基づき、大樹町建設工事等入札参加者資格審査委員会に諮り 2 に掲げる要件を具備する申請者を審査し、大樹町建設工事等入札参加者指名選考委員会において競争入札参加者を指名する。
- (2) 申請者のうち競争入札参加者として指名をしたものに対して、指名する旨を書面により通知する。
- (3) 申請者のうち競争入札参加者として指名をしなかったものに対して、指名しなかった旨を書面により通知する。

### 6 概略図面、仕様書等の閲覧

- (1) 閲覧期間及び時間 令和 5 年 8 月 4 日から令和 5 年 8 月 24 日まで  
午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 閲覧場所 大樹町役場建設水道課上水道係（大樹町東本通 33 番地）

### 7 閲覧等に関する質問

- (1) 受付期間及び時間 令和 5 年 8 月 4 日から令和 5 年 8 月 17 日まで

- 午前9時から午後5時まで
- (2) 質問の提出方法 書面にて持参する。
- (3) 受付場所 大樹町役場建設水道課上水道係 (大樹町東本通 33 番地)

8 質問に対する回答の閲覧

- (1) 閲覧期間及び時間 令和5年8月18日から令和5年8月24日まで  
午前9時から午後5時まで
- (2) 閲覧場所 大樹町役場建設水道課上水道係 (大樹町東本通 33 番地)